



行政相談マスコット  
キクーン

## 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：松尾 邦弘（弁護士、元検事総長））に諮り、その意見を踏まえて、平成30年7月18日に厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんについて、厚生労働省から平成31年1月17日付けで回答を受領しました。

### 行政相談の要旨

厚生年金保険及び健康保険の加入（平成29年8月）に伴い、平成27年10月から29年7月までの健康保険料を遡って年金事務所に支払った。同事務所から、同期間の国民健康保険料は申請すれば還付されると説明を受けたので区役所に申請したところ、還付できるのは2年度分（平成28年度及び29年度）であり27年度分は還付できないという。健康保険料の徴収は加入月から行うのに、国民健康保険料の還付は年度単位となっているようであるが、保険料の二重払いはおかしいので、解消してほしい。

（注）本相談は、東京行政評価事務所が受け付けたものである。

### あっせん要旨

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国民健康保険から健康保険に遡及して加入した被保険者について、国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じないように、関係法令の改正について早急に検討を行うこと。
- ② 現に国民健康保険料の還付を受けられない期間が生じている被保険者に対する必要な措置を検討し、関係機関に対し周知すること。



### 回答要旨

- ① 被保険者の責めに帰することのできない事由によって、国民健康保険法と健康保険法等との適用関係の調整を要することが後に判明した場合、保険料の二重払いが生じないように、国民健康保険料を減額する賦課決定をすることができるよう関係法令の改正を検討している。
- ② 各保険者に対し、還付されなかった保険料相当分について、地方自治法に基づく寄附として返還することを検討することが考えられる旨を周知した（平成30年7月25日付けで各都道府県宛に事務連絡を発出）。



<連絡先>総務省行政評価局行政相談管理官室（田中、森田）  
電話：03-5253-5425（直通）、FAX：03-5253-5426  
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>